



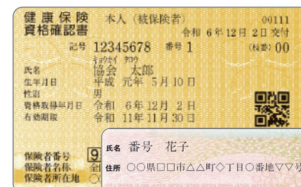
健康保険証は 令和7年12月2日以降 使用できなくなります

医療機関等の受診にはマイナ保険証または
資格確認書が必要になります。

愛媛支部キャラクター「ぼっぼ社長」



12月2日以降は
ご自身で破棄してください

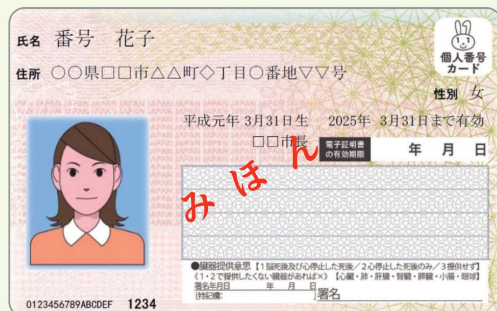


医療機関等へ受診するときは以下の①②どちらかをご使用ください

1

マイナ保険証

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルより保険証の利用登録を
行う必要があります。



マイナ保険証の利用登録について
くわしくはこちら▶



マイナ保険証
のメリット

- ✓ マイナポータルで
診療・調剤履歴が確認できます
- ✓ 限度額適用認定証の申請が
不要になります
(住民税非課税世帯は申請が必要です)
- ✓ 確定申告時にマイナポータルで
医療費控除が簡単にできます

事業所
ご担当者様

従業員の皆さまにマイナ保険証の利用をお声がけください

2

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方へは、
資格確認書を順次お送りしています。

※有効期限が切れていない資格確認書は
退職時等、自己破棄せず事業所へ
ご返却ください。

資格確認書の送付について
くわしくはこちら▶



被扶養者資格の再確認 にご協力ください

期限内のご提出を
お願いします

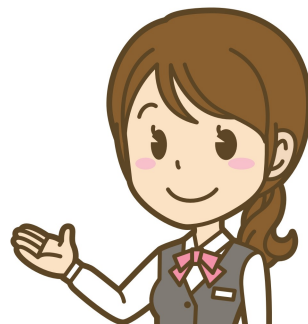
提出
期限

令和7年

12月12日

金

協会けんぽから事業主様へ10月下旬より
「被扶養者状況リスト」をお送りしています。



今年度からは **扶養解除の可能性の高い方※に絞って** 再確認をお願いしています

※以下のいずれかに該当する被扶養者

- ① 健康保険の資格が重複している可能性の高い方
- ② 同居が扶養認定の要件となっている続柄のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③ 令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の方や直近で認定された方を除く)

令和8年1月13日
開始予定

各種給付金等の申請ができる
電子申請がスタートします

電子申請のメリット



- 郵送にかかる手間、時間、費用が削減されます
- システムチェックにより、
記載漏れなどのミスが防げます
- 申請後の処理状況が
オンラインで確認できます



▲
電子申請について
くわしくはこちら

利用
対象者

- ・マイナンバーカードを所持している被保険者
- ・マイナンバーカードを所持している被扶養者(一部申請に限る)
- ・社会保険労務士(保健事業を除く)